

## 差別、暴力、虐待：移住者の日常的現実

どのような状況を動機とするものであれ、家や、しばしば家族や、さらには馴染んだものすべてを捨て、言葉から食べ物、文化、人々まで、何もかもが違う異国の地へ、しかも最終目的地まで生きてたどり着けるかどうかさえ分からずに赴くことは、決してたやすいことではありません。それでも、今日の世界人口の 3.1% に当たる 2 億 1,400 万人は移住者となっています。世論一般のイメージとは異なり、開発途上国から先進国への移住者は 37% にすぎず、ほとんどの人々は同程度の開発水準にある国々を行き来しています。

多くの場合、戦争や内乱、自然災害などトラウマとなる状況を逃れ、よりよい生活を求める移住者は、暴力や虐待の対象となりやすい存在です。その形態は、人身取引の被害者としての搾取や、密航の場合に目的地まで無事にたどり着けない危険から、教育、経済的・社会的機会、さらには住宅や雇用を得る際の差別に至るまで、実にさまざまです。

移住は送出し地、通過地または目的地として、あらゆる国々にかかわる現象ですが、潘基文（パン・ギムン）国連事務総長の言葉を借りれば、「あまりにも多くの移住者にとって、差別や搾取、虐待は日常的現実となっています」。

最近の経済危機で、移住者の立場を弱くし、被害を受けるおそれを高める諸要因がさらに悪化を見せています。

移住者の保護は、いくつかの条約や国際協定で取り扱われていますが、2010 年 1 月 5 日現在で 122 カ国が批准する移住者密航に関する議定書は、人身取引とは別に合意された移住者密航の定義を盛り込んだ、法的拘束力を有する初のグローバルな協定だという点で特に重要です。また、もう一つ重要な文書として、1990 年に総会が採択し、2003 年に発効した「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約（ICRMW）」があげられます。これは正規、非正規にかかわらず、移住労働者の権利を保護する最も包括的な人権条約となっています。

移住者がどの程度の被害を受けているかを測定することは困難です。データが少ない上に、その解釈にも異論が多いからです。そもそも、移住者自身が被害を受けた犯罪を届けたがらないという問題があります。被害状況調査では外国人や少数者集団など、移住者の定義になじまないカテゴリーが多く用いられています。正式に登録されていない「非正規」移住者はこうした調査の対象となりません。

入手できるデータによると、移住者は多種多様な犯罪の被害者となっており、その多くは無届のままとなっています。例えば欧州連合加盟 27 カ国では、少数者集団に属する人々の 4 人に 1 人が、2008 年に少なくとも 1 回の犯罪被害を受けています。

## 移住労働者に対する暴力：問題の性質

多くの西欧諸国では、外国出身者が労働者人口の約 10%を占めています。アフリカやアジア、米州の数カ国でもその数は多く、しかも増え続けており、一部の湾岸諸国では 60%から 80%にも達しています。

多くの移住労働者は特に職場で、さまざまな暴力や虐待を受けています。その中には低賃金（または無給）労働、短期契約や無契約、最低賃金以下での長時間労働、さらには 3K（汚い、危険、きつい）の仕事も含まれています。

国内、国外双方からの移住労働者の多くは採鉱、農作業その他の仕事で奴隷のように扱われています。明るい将来という約束に踊らされて重い債務を抱え、仕事を辞めようとすれば暴力や強制を受ける人々も多くいます。

女性は特に弱い立場に置かれています。女性移住者は 2005 年の時点で約 9,450 万人と、世界の移住者総数のほぼ 50%を占めています。

身体的な暴力に加え、移住者は通常、ひどい差別待遇を受けており、これがさらに被害を大きくしています。例えばヨーロッパでの調査によると、一部の集団は教育と雇用において特に深刻な差別を受け、機会があってもこれを生かせない状態にあります。

移住者が不平等な取扱いを受けるもう一つの分野が刑事司法制度です。ほとんどの欧米諸国では、外国人受刑者が異常に多い傾向がますます強まっており、外国人が受刑者全体の 30%以上を占める場所もあります。

### 問題への取り組み：

この問題にはさまざまなレベルでの取り組みが必要です。正規、非正規を問わず、移住者に基本的権利を認める必要があります。被害者にはその権利と法律に関する教育が必要です。使用者は安全対策が自らの責任であることを認識すべきであり、また、移住者自身に対しても、地位向上のために現地語の習得を促すべきです。

中でも圧倒的に大きな課題は、移住者の司法へのアクセスを拡大し、移住者と警察との関係を改善することです。啓発キャンペーンや移住者コミュニティの地位向上は、この目標達成に向けた第一歩です。

移住者および移住労働者とその家族の権利を守る国際的枠組みは導入されていますが、その実施はまだ十分ではありません。加盟国は密航仲介犯や人身取引犯その他の犯罪者を訴追し、暴力被害者を発見してその権利を守れるよう、その国内法を見直すことが重要です。

そのためには、刑事司法機関のスキルと能力を強化するとともに、移住者保護、訴追および労働基準執行に関連する職務に携わる国と地方自治体の職員の研修（および必要な場合には人員）を拡充する必要があります。すべての暴力対策関係者は、暴力被害者を発見し、その権利保護を確保する能力を備えているべきです。移住者と犯罪被害者の権利保護を担当する社会福祉機関も強化すべきです。そして最後に、具体的なコミュニティの特殊な側面やニーズへの取り組みに見合った支援を提供すべきです。

さらに詳しくは、下記をご覧ください。

[www.unis.unvienna.org](http://www.unis.unvienna.org)

[www.unodc.org](http://www.unodc.org)

[www.crimecongress2010.com.br](http://www.crimecongress2010.com.br)

ライブ・ウェブキャストは下記でご覧になれます。

[www.un.org/webcast/crime2010](http://www.un.org/webcast/crime2010)